



《会計・税務の知識》 個人事業主の消費税

はじめに

確定申告シーズンとなりました。所得税の確定申告の申告納付は、平成27年2月16日～3月16日までとなっております。個人事業主の方で消費税の申告が必要な方向けの情報をピックアップしました。

1. 平成26年分の申告が必要な方

- 平成24年1月1日～12月31日（以下、基準期間）の課税売上高が1,000万円を超える方。
- 基準期間において1,000万円以下の方でも、平成25年1月1日～6月30日（以下、特定期間）の課税売上高※が1,000万円を超える方。

※課税売上高に代えて、給料等の金額で判定をすることもできます。

【注意点】

基準期間に事業用資産（車両や賃貸不動産等）の売却を行った場合、基準期間の課税売上高に売却収入が含まれます。そのため、事業の売上高が1,000万円を超えていなくても、事業用資産の売却収入を含めた金額で判断する必要があります。

2. 申告書作成上の留意点

平成26年4月1日に消費税率の改正が行われました。そのため、4月以降は8%の税率で計算を行わなければなりません。古い会計ソフトを使用している方で消費税率が5%しか選択できない場合は、更新や別途集計を行わなければなりません。

また、消費税の課税対象は、所得税の事業の概念より広いため、事業所得や不動産所得の他、雑所得、事業用資産の売却収入を別途集計し、計算を行う必要があります。

3. 申告期限

所得税の申告期限である3月16日（月）ではなく、3月31日（火）までとなります。

4. 納付の方法別、納期限

納付は、納付書による方法、振替納税による方法、ダイレクト納付による方法があります。

振替納税とは、指定の預貯金口座から自動的に納税が行われる方法で、公共料金の自動振り替えと同じ仕組みです。

ダイレクト納付とは、インターネットを利用して電子的に国税の手続きを行うことのできる「e-tax」で納付情報を登録した後、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる方式です。

振替納税やダイレクト納付は、残高不足により納税ができない場合には、法定納期限の翌日から延滞税がかかるため、事前に預貯金残高を確認してください。また、振替納税、ダイレクト納付については事前の届出・設定が必要になりますので、余裕を持った準備が必要です。

①納付書による納付による場合

3月31日（火）まで

②振替納税による納付による場合

4月23日（木）まで

③ダイレクト納付による場合

3月31日までの間で日付の指定が可能

5. ご案内

国税庁のHPで、所得税の確定申告と併せて消費税の申告書を作成・電子申告を行うことも可能です。また、平成26年6月16日よりスマートフォン等でe-Taxが利用できるようになりました。スマートフォンから、税務署からのお知らせの確認、還付金処理状況の確認ができ、インターネットバンキングやダイレクト納付を利用した納税が可能となりました。

おわりに

消費税の計算は、日々の仕訳の積み重ねが重要になります。また、消費税の税率改正がある影響で、平成26年分の申告は一段と複雑になっており、注意が必要となります。

（担当：山川）